

第4回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年7月31日 13:30～14:30

2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場

3. 出席委員

1 番 廣瀬女公美 委員	2 番 清水 幸治 委員	3 番 菅原 雄一 委員
4 番 熊坂 隆雄 委員	5 番 志賀 忠浩 委員	6 番 大畑 礼子 委員
8 番 中川 浩幸 委員	9 番 佐藤 泰正 委員	10 番 稲場 洋二 委員
11 番 金子 靖 委員	12 番 佐藤 裕司 委員	13 番 瀬戸 賢成 委員
14 番 二谷 幸裕 委員	15 番 浅野 徳昭 委員	16 番 伊藤 まり 委員
17 番 野村 照明 委員	18 番 福西 範 委員	19 番 成田 俊英 委員
20 番 松下 裕幸 委員		

(以上 19名)

4. 欠 席 者

7 番 樋口 英樹 委員 21 番 吉澤しのぶ 委員

5. 参 与 者

農業委員会事務局

事務局長 塩田 省吾 次長 高山 直樹 次長 中嶋 智子
会計年度任用職員 藤本 恵美 杉野 恵 熊野 香苗

(以上 6 名)

会議録署名委員の指名

5 番 志賀 忠浩 委員
9 番 佐藤 泰正 委員

6. 議事日程

会期決定について 令和 6 年 7 月 31 日 (1日)

報告第 5 号 現況証明願について(市街化区域)
報告第 6 号 農業委員会のあっせん証明願について
報告第 7 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
議案第19号 現況証明願について
議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に係る進達について
議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第23号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。
ただいまより、第4回釧路市農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席者は19名です。
議事録署名人に5番、志賀忠浩委員、9番、佐藤泰正委員を指名しますので、よろしく願いいたします。
なお、会期は本日7月31日の1日といたします。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
塩田事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧ください。

《以下、会務概要報告》

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありますか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が3件ございます。
報告第5号「現況証明願」について事務局より報告してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第5号「現況証明願」についてご報告いたします。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑である、[]の1筆、面積 []㎡の土地について、所有者である []氏より現況証明願があり、7月16日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、7月22日、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上、1件の市街化区域内の「現況証明願」について、ご報告いたします。

議長
野村会長

ただいま報告がありました 報告第5号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第6号「農業委員会のあつせん証明願」につ

事務局
塩田事務局長

いて報告してください。

それでは、議案書の８ページにございます、報告第６号「農業委員会のあっせん証明願」についてご報告いたします。

今回は、阿寒地区で１件の申請がございました。

議案書９ページの表の１番は、 氏より、６月２０日、農用地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるための申請がありましたので、農地基本台帳により農業委員会のあっせんによる農用地の譲渡であることを確認し、同日、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上、１件の農業委員会のあっせん証明願について報告いたします。

議長
野村会長

ただいま報告がありました「農業委員会のあっせん証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第７号「農地法第３条の３第１項の規定による届出」について報告してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の１０ページにございます、報告第７号「農地法第３条の３第１項の規定による届出」についてご報告いたします。

相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第３条の３第１項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回は、阿寒地区で１件の申請がございました。

議案書１１ページの表の１番は、相続人 氏より、被相続人 氏が所有していた、 の１筆、面積 ㎡の農用地を１月３日相続し、所有権を取得したとして、６月２８日その旨の届出があり、同日会長専決により受理書を発行いたしました。

以上、１件の農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたします。

議長
野村会長

ただいま報告がありました「農地法第３条の３第１項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。
議案第１９号「現況証明願」について事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の１２ページにございます、議案第１９号「現況証明願」についてご説明いたします。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

議長
野村会長

委員
金子委員

今回は、阿寒地区で2件、音別地区で1件の申請がございました。

議案書13ページの表の1番は、資料が14ページと15ページにございます。

公簿地目が畑である、[]の1筆、面積 []㎡の土地について、所有者である []氏より現況証明願がございました。

7月16日、阿寒地区の農業委員4名と事務局職員4名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の公衆用道路であると確認いたしました。

次に、表の2番は、資料が16ページと17ページにございます。

公簿地目が牧場である、[]の1筆、面積 []㎡の土地について、所有者である []氏より現況証明願がございました。

7月16日、阿寒地区の農業委員4名と事務局職員4名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認いたしました。

次に、表の3番は、資料が18ページと19ページにございます。

公簿地目が畑である、[]、他2筆、面積合計 []㎡の土地について、所有者である []氏の代理人である、[]より現況証明願がございました。

7月18日、音別地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認いたしました。

以上、3件の「現況証明願」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番と2番の現地調査結果について、調査委員長の金子靖委員より報告をお願いします。

議案第19号「現況証明願」の1番と2番について報告いたします。

1番は、[]氏が所有する、公簿地目が畑、農振農用地区域外にある、[]の1筆、[]㎡の土地について、令和6年7月16日、阿寒地区農業委員4名、事務局職員4名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は公衆用道路であることを確認いたしました。

次に2番は、[]氏が所有する、公簿地目が []、農振農用地区域にある、[]の1筆、[]㎡の土地について、令和6年7月16日、阿寒地区農業委員4名、事務局職員4名で現地調査を行った結果、当該地はすべて農地採草放牧地以外で、利用状況は山林であることを確認いたしました。

なお、当該地は、農用地区域にある土地ではありますが、現地は農地採草放牧地以外の山林で、農用地として利用されていないと確認いたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

金子委員、ありがとうございました。

次に、3番の現地調査結果について、調査委員長の瀬戸賢成委員より報告をお願いします。

委員
瀬戸委員

議案第19号「現況証明願」の3番について、調査報告いたします。

3番は、[]氏が所有する、公簿地目が雑種地、農振農用地区域にある、[]、他2筆、合計 []㎡の土地についてであります。

令和6年7月18日、音別地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認いたしま

した。

なお、本件は、農用地区域にある土地についてであります。現地は農地採草放牧地以外の雑種地で、農用地として利用されていないと確認いたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

瀬戸委員、ありがとうございました。

それでは、議案第19号「現況証明願」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第19号「現況証明願」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の20ページでございます。議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」についてご説明いたします。

農用地を転用するため、農地法第3条第1項本文に掲げる権利を設定、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けることとなりますが、許可申請は、農業委員会で審議をし、意見を付して北海道知事に進達することになっております。

今回は、釧路地区で1件の許可申請がございました。

お手元に配付しております、農地法第5条調査書も併せてご確認ください。

議案書21ページの表の1番は、資料が22ページから28ページでございます。

が所有する、の内、他2筆、面積合計 m^2 の農用地のうち、第1期工事期間中として m^2 、第2期営農期間中として m^2 について、に使用貸借して、営農型太陽光発電所建設のための一時転用を行うものです。

本申請による一時転用期間は、認定農業者であるが所有する農地等を利用することから、許可の日より10年であります。

また、釧路市長より農振整備計画の達成に支障ない旨の回答を得ており、令和6年7月12日開催の地域計画に係る協議の場において、農地の利用の集積、その他の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないとして、営農型太陽光発電の実施について合意を得ておりますので、農地法第5条の一時転用の許可要件を全て満たしているものであります。

なお、お手元に配付いたしました営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書につきましては、許可権者である北海道と協議を行っており、かつ、意見聴取先である北海道農業会議からご指導いただくものでありますことから、更に精度を高

めるため、一部変更がなされるものと考えておりますので、ご承知おきくださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上、1件の「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について説明がありましたが、現地調査結果について調査委員長の清水幸治委員より報告をお願いします。

委員
清水委員

議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について 調査報告いたします。

本内容は、[]が所有する、[]の内、他3筆、合計[]㎡のうち、第1期工事期間中として[]㎡、第2期営農期間中として[]㎡について、[]に使用貸借して、営農型太陽光発電所建設のための一時転用を行うものです。

本計画は、設置者である[]が、営農型太陽光発電設備を設置し太陽光発電事業を実施する下部の農地において、認定農業者である[]が10年間、羊の放牧を行い営農を継続するものであり、詳細につきましては、配付されております営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書をご覧くださいと思います。

また、本申請地は、すべて農用地区域内の農地であります。鉏路市長より農振整備計画の達成に支障ない旨の回答を得ており、さらに令和6年7月12日に開催された地域計画に係る協議の場において、農地の利用の集積、その他の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないとして、営農型太陽光発電の実施について合意を得ているものであります。

令和6年7月12日、鉏路地区農業委員4名及び事務局職員4名で現地調査及び協議を行った結果、農地法第5条の一時転用の許可要件を全て満たしておりますことから、許可相当という意見となりました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

清水委員、ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」については原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の29ページにございます、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請」について説明いたします。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、釧路地区で2件、阿寒地区で1件の許可申請がございました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認ください。

議案書30ページの表の1番は、資料が32ページと33ページにございます。

■■■■が所有する、■■■■、他2筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■が実施する営農型太陽光発電設備の設置のため、年間■■■■円で区分地上権を設定するものでございます。

なお、本件につきましては、先にご審議いただきました農地法第5条に係る一時転用の許可が、許可権者である北海道よりなされた後に、当委員会において許可するものでありますので、ご承知おきくださいますよう、よろしくお願いいたします。

次に、表の2番は、資料が34ページと35ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に■■■■円で売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、表の3番は、資料が36ページから38ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他14筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に■■■■円で売買による所有権移転を行うものでございます。

以上、3件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番と2番の現地調査結果について、調査委員長の清水幸治委員より報告をお願いします。

委員
清水委員

議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番と2番について、調査報告をいたします。

1番の申請の内容は、■■■■が所有する、■■■■、他2筆、合計■■■■㎡の農用地について、営農型太陽光発電所の建設に伴う太陽光発電設備の設置のため、■■■■に年間■■■■円で区分地上権の設定を行うものであります。

次に2番の申請の内容は、■■■■氏が所有する■■■■の1筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に■■■■円で、売買による所有権の移転を行うものであります。

これらの件について、令和6年7月12日、釧路地区農業委員4名、及び、事務局職員4名で現地調査を行った結果、今後も農用地として適正に利用、管理されるもの

と認められ、農地法第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

清水委員、ありがとうございました。

次に、3番の現地調査結果について、調査委員長の金子靖委員より、報告をお願いします。

委員
金子委員

議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番について、調査報告をいたします。

3番の申請の内容は、 氏が所有する、 、他14筆、合計 ㎡の農用地について、 氏に 円で売買による所有権の移転を行うものであります。

本件について、令和6年7月16日、阿寒地区農業委員4名、及び、事務局職員4名で現地調査を行った結果、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

金子委員、ありがとうございました。

それでは、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致と認め、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請」については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の39ページにございます、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、ご説明いたします。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、釧路地区で1件、音別地区で3件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書、及び、農地転用の農用地利用集積計画調査書も併せてご確認ください。

議案書40ページの表の1番は、資料が42ページと43ページにございます。

氏が所有者する、
、他5筆、面積合計 m^2 の農用地について、
に 円 で売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、表の2番は、資料が44ページから46ページにございます。

氏が所有者する、
、他16筆、面積合計 m^2 の農用地について、
氏に 円 で売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、表の3番は、資料が44ページと47ページにございます。

氏が所有者する、
の1筆、面積 m^2 の農用地について、
氏に 円 で売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、表の4番は、資料が44ページと48、49ページにございます。

氏が所有者する、
、他8筆、面積合計 m^2 の農用地について、
に 円 で売買による所有権移転を行うものでございます。

以上、4件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長
野村会長

ただいま説明のありました、議案第22号「農用地利用集積計画の決定」について審議いたしますが、4番につきましては、
委員と
委員が役員を務める法人に関する案件のため、議事参与の制限にあたります。

つきましては、最初に1番から3番を審議した後に、4番を審議いたします。

それでは、1番から3番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番から3番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番から3番については、原案のとおり決定いたしました。

次に、4番を審議いたしますので、中川委員と二谷委員は退室してください。

(中川委員、二谷委員退室)

議長
野村会長

それでは、4番を審議いたします。

委員 委員一同	質問、意見を求めます。
議長 野村会長	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決いたします。 議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の4番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
議長 野村会長	(挙手) 賛成多数で賛成と認め、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の4番については、原案のとおり決定いたしました。退室されている中川委員と二谷委員は入室してください。
議長 野村会長	(中川委員、二谷委員入室) 次に、議案第23号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議いたします。 事務局より説明してください。
事務局 塩田事務局長	議案書50ページにございます、議案第23号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」についてご説明いたします。 農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また農業委員会はこの報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。 今回3件の報告がございました。 議案書51ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、XXXXXXXXXXで、令和6年3月決算の報告となります。 次に、議案書51ページの農地所有適格法人要件確認書の2番は、XXXXXXXXXXで、令和6年2月決算の報告となります。 次に、議案書52ページの農地所有適格法人要件確認書の3番は、XXXXXXXXXXで、令和6年3月決算の報告となります。 いずれの件も報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。 以上、3件の「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長 野村会長	ただいま説明がありました、議案第23号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議いたしますが、表の1番は、大畑礼子委員、浅野徳昭委員、佐藤泰正委員が関連する法人の案件であり、2番は、佐藤泰正委員の同居の親族が役員を務める法人に関する案件であり、3番は樋口英樹委員に関連する法人の案件でありますので、それぞれ議事参与の制限に当たります。

初めに1番を審議いたしますので、大畑委員、浅野委員、佐藤泰正委員は退室してください。

(大畑委員、浅野委員、佐藤泰正委員 退室)

議長
野村会長

それでは、1番を審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第23号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第23号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番については、原案のとおり決定いたしました。
次に2番を審議いたしますので、大畑委員、浅野委員は入室してください。

(大畑委員、浅野委員 入室)

議長
野村会長

それでは、2番を審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第23号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第23号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の2番については、原案のとおり決定いたしました。
退室されている佐藤泰正委員は、入室してください。
次に、3番を審議しますが、樋口委員はお休みですので、そのまま審議します。

(佐藤泰正委員 入室)

議長
野村会長

それでは、3番を審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第23号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の3番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第23号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の3番について、原案のとおり決定いたしました。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和6年 7月 31日

議

長

野村 照明

署名委員

佐藤 泰正

署名委員

志賀 忠浩